⑶　離島振興関連施策との整合性の確保

離島振興法（昭和28年法律第72号）では、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進することにより、離島における定住の促進を図ること等を目的として、離島振興対策実施地域の振興に必要な財政・税制上の措置等を講ずることとしている。

特定有人国境離島地域は離島振興対策実施地域でもあることから、国及び地方公共団体は、引き続き、離島振興法に基づく各種離島振興施策を講じ、離島の自立的発展を促進しつつ、これらの施策と整合的に、地域社会維持に関する施策を推進していくものとする。

⑷　地方創生関連施策との一体的推進

国は、平成28年12月に改訂（平成28年12月22日閣議決定）を行った「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）において、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を基本的な考え方に掲げ、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」「地方への新しいヒトの流れをつくる」等、地方創生の深化に向けた施策を推進していくこととしている。

この方針に基づき、地方創生はすでに本格的な「事業展開」に取り組む段階となっており、今後は、急速な社会減及び自然減が予想される市町村等への取組強化が重要な課題となっている。

このため、都道県及び市町村は、地方創生関連施策を更に深化させる観点から、特定有人国境離島地域における地域社会維持の関連施策を、地方版総合戦略及びこれに基づく地方創生関連施策と一体的に進め、相乗効果が得られるよう努めるものとする。

⑸　施策の推進のための予算措置及びその活用

①　地域社会維持交付金の創設及びその活用

国（内閣府）において、地方公共団体が有人国境離島法第10条の規定に基づく都道県計画（以下「都道県計画」という。）の円滑な推進その他の施策の実施を支援するため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（以下「地域社会維持交付金」という。）を創設した。

地域社会維持交付金の事業実施主体である都道県及び市町村は、その活用に際して、それぞれの地域の特性を踏まえた優位性・潜在力を見極めつつ、地域社会維持に資する観点から真に効果的な事業への選択と集中を図るとともに、事業者に寄り添って支援するものとする。

②　離島活性化交付金の積極的な活用

国（国土交通省）は、特定有人国境離島地域の戦略産品に係る輸送コスト低廉化及び品質管理に資する機材等の導入支援について拡充を行った。

特定有人国境離島地域の関係都道県及び市町村は、離島活性化交付金（国土交通省）を積極的に活用して、定住促進・交流促進・安全安心の向上に係る事業を実施し、定住の促進等を図る。その際、真に効果的な事業への選択と集中を図り、事業者に寄り添って支援するものとする。

③　特定有人国境離島漁村支援交付金の創設及びその活用

国（水産庁）において、特定有人国境離島地域において漁業集落が行う新たな漁業又は海業[3]に取り組む者などへの支援を行うため、特定有人国境離島漁村支援交付金を創設した。

また、特定有人国境離島地域の関係都道県及び市町村は、この交付金を積極的に活用して、離島における雇用を創出し、漁業集落の維持・発展を図るものとする。

④　地方創生推進交付金の積極的な活用

特定有人国境離島地域の関係都道県及び市町村は、地方創生推進交付金（内閣府）等を積極的に活用して、官民連携、政策間連携、地域間連携により、地域社会維持のための戦略づくり及び戦略の推進に主導的な役割を果たしていく。

このため、国（内閣府）は、特定有人国境離島地域からの地方創生推進交付金の申請については、申請事業数の上限やハード事業の割合について要件緩和を行うことにより、活用の促進を図るものとする。なお、都道県及び市町村は、特定有人国境離島地域に係る地域再生計画を定める場合には、都道県計画と相互に整合を図るものとする。

⑤　その他予算措置

地方公共団体等は、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るため、上記①～④のほか、農林水産省の新規就業者対策、６次産業化支援対策、厚生労働省の地域雇用開発助成金、民間機関を活用した職業訓練機会の確保その他の既存の予算措置についても、積極的に活用するものとする。

Ⅲ－２　特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する施策の基本的な事項

地方公共団体においては、地域社会の維持に関する施策を行うに当たって必要な施策を推進することとし、とりわけ以下に掲げる取組を強力に進める。国はこれに関する必要な支援を行うものとする。

１　国内一般旅客定期航路事業・国内定期航空運送事業等に係る運賃等の低廉化

⑴　現状と課題

特定有人国境離島地域では、島内だけで医療福祉、教育、買い物、文化、娯楽等の住民生活が完結せず、本土と離島や離島間の往来が必要不可欠であるが、現状では往来に係るコストは本土に比べて高い。継続的な居住を可能とし、特定有人国境離島地域からの人口流出を抑制するための環境整備を図る必要がある。

また、特定有人国境離島地域に係る航路に就航する船舶は、老朽化が進んでいるものも多い状況にある。

⑵　講ずべき対策

⑴の現状と課題を踏まえ、地方公共団体は、地域社会維持交付金（内閣府）を活用して、離島住民及びこれに準ずる者を対象に、特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航路・航空路の運賃等を低廉化する。

また、航路事業者が将来の船舶建造のために現行の旅客運賃を引上げようとする場合には、地方公共団体は、地域社会維持交付金を活用して、一定の条件の下、これに伴う運賃負担増を抑制できることとする。

２　生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減

生活に必要な物資には、生活必需物資、嗜好品等様々なものがあり、輸送コストが価格形成に与える影響は物資の種類や地域の状況等によって様々である。また、近年のｅコマースの拡大もあり、本土と変わらない宅配料金にて配達されるサービスも拡大しており、以前よりも不利性が緩和されている状況も見受けられる。

他方、特定有人国境離島地域を含めた離島におけるガソリンの流通コストは、島の大きさ、流通経路等により本土と比べて割高となっている。このため離島のガソリン流通コスト対策事業（資源エネルギー庁）により、輸送形態と本土からの距離を踏まえた補助単価を設定し、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援措置を継続する。

また、離島地域は石油製品の流通コストの高さに加え、自然現象により安定供給上の問題もあることから、離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業（資源エネルギー庁）を通じて、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化、安定供給対策の検討・策定の支援を継続し、このうち特定有人国境離島地域からの申請については優先的に採択する。

事業活動に必要な物資に関しては、地方公共団体は、地域社会維持交付金（内閣府）及び離島活性化交付金（国土交通省）を活用して、農水産品及び戦略産品の移出及び当該産品の生産又は移出に必要な原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化を支援する。

３　雇用機会の拡充等

３．１　農林水産業の再生

⑴　現状と課題

特定有人国境離島地域における基幹産業は、主として農林水産業を中心とする一次産業であるが、一部で移住者による新規就業の動きはあるものの、総じていえば、若年層の流出が続き、後継者・担い手の不足、産業の衰退を招いている。特に、近年では、人手が必要な時期において十分な人手が確保できない問題が顕在化している。